

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川2号機（170）、柏崎刈羽6, 7号機（470）、浜岡4号機（176）、島根2号機（183）」

2. 日時：平成28年11月8日 10時30分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本安全審査官、小林（貴）安全審査官、近田安全審査官、沼田安全審査官、卜部原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全）付）

工藤技術研究調査官、越智安全審査官

事業者：

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副部長 他4名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ 課長 他4名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 課長 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 マネージャー（原子力安全） 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 炉心・安全室（安全技術タスク）担当

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 課長

メーカー：

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：原子力計画部 原子炉計画グループ 主任技師 他1名

株式会社東芝：原子力安全システム設計部 原子力安全システム設計部 安全システム技術第一担当 主務

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン：炉心設計部 スペシャリスト

5. 要旨

（1）東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社及び中国電力株式会社（以下「BWR4社」という。）から、炉心損傷前の重大事故対策等の有効性評価に用いるSCATコードについて説明があった。原子力規制庁から、以下の点について指摘を行っ

た。

- 給水ポンプトリップ後の沸騰遷移について、出力-冷却 mismatches の持続時間を踏まえて説明すること。
- 入り口サブクーリングが大きい領域での GEXL の適用性について、沸騰遷移深さに対する GEXL 相関式の保守性の説明を踏まえた説明とすること。

(2) BWR 4 社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：(平成 28 年 8 月 26 日提出資料と同じ)

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉 重大事故対策の有効性評価について